

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則	ページ
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課)	1
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課)	1
訓 令	
○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	2
○北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	2
道人事委員会規則	
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	3
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………	5

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第61号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第2項中「第32条の4第2項」を「第32条の2第2項」に、「第32条の5第2項」を「第32条の3第2項」に改める。

別記第51号様式の4末尾欄外注意1の事項を次のように改める。

注意1 次の書類を添付してください。

(1) 住宅を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど）。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要

(2) 住宅の新築日を証する次のいずれかの書類
ア 住宅用家屋証明書（新築年月日の記載があるもの）

イ 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など）

(3) 一定の耐震基準に適合していることが証明された住宅（住宅を取得した日の前2年以内に、調査が終了し、又は評価されたものに限る。）を取得した場合は、次のいずれかの書類

ア 耐震基準適合証明書

イ 住宅性能評価書の写し

(4) 自己の居住を証する書類（住民票の写し、運転免許証の写しなど）

(5) 取得した住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）の場合は、各階平面図の写し

(6) その他総合振興局長等が指示する書類

別記第54号様式（裏）中「取得した土地の売買契約書の写し及び売買代金領収書の写し」を「土地を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど）。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要」に、「取得した土地と住宅の売買契約書の写し及び売買代金領収書の写し」を「土地及び住宅を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど）。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要」に、「検査済証」を「確認済証」に、「住民票」を「住民票の写し」に、「証明されたもの」を「調査が終了し、又は評価されたもの」に、「住宅性能評価書の写し」を「耐震基準適合証明書」に、「耐震基準適合証明書」を「住宅性能評価書の写し」に改める。

別記第55号様式末尾欄外注意2(1)の事項を次のように改める。

(1) 土地を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど）。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要

別記第57号様式の2の2中「969円」を「1,504円」に、「461円」を「716円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、別記第51号様式の4、別記第54号様式及び別記第55号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第62号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第28号)
の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「、第72条の29第1項、第72条の30第1項又は第72条の31第1項」を「又は第72条の29第1項若しくは第3項」に改める。

附則第8項を附則第11項とし、附則第7項の次に次の3項を加える。

8 平成22年4月1日から特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成22年北海道条例第36号)の施行の日(以下この項から附則第10項までにおいて「施行日」という。)から起算して2月を経過する日の前日までの間において、過疎地域特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。

9 平成22年4月1日以後に過疎地域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、第6条の規定による申請の期限が施行日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。

10 平成22年3月31日以前に条例第3条第1項の規定により指定を受けた者に係る第6条の規定による申請(条例第7条から第9条までの規定による課税免除に係るものに限る。)の期限が、同年4月1日から施行日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第18号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令

北海道職員失業者退職手当支給規程(昭和50年北海道訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改める。
別記第1号様式末尾欄外失業者の退職手当受給資格票記載上の注意事項の所属長の記載心得の記載上の注意の事項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年6月29日から施行する。

北海道訓令第19号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の育児休業等に関する規程(平成4年北海道訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号を削る。

第5条中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に改める。

第10条第1項第4号を削る。

別記第1号様式中

1 請求に係る子	2 職員以外の当該子の親
氏 名	氏 名
生 年 月 日	年 月 日生
職員との続柄	子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	就 業 の 有 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生

に、

「3 請求の内容」を「2 請求の内容」に、「4 請求の期間」を「3 請求の期間」に、

「5 既に承認さ」を「4 既に承認さ」に、「6 備考」を「5 備考」に改め、同様式末尾欄外(注)2の事項中「6 備考」を「5 備考」に改め、「養育

考」に改め、同様式末尾欄外(注)2の事項中「6 備考」を「5 備考」に改め、「養育

する場合」の次に「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成10年北海道人事委員会規則13-42)第11条第1項第10号に規定する産後休暇により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」を加える。

別記第2号様式中

4 配偶者の養育計画	
配偶者の氏名	
養育予定期間	年月日から 年月日まで
子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他()
5 備考	

を

4 備考	
------	--

に

改め、同様式末尾欄外(注)3の事項を削り、同(注)4の事項中「4まで」を「3まで」に改め、同事項を同(注)3の事項とし、同(注)5の事項を同(注)4の事項とする。

別記第3号様式中 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった を 産前産後の休暇を取得した

産前産後の休暇を取得した」に改める。

別記第4号様式中

1 請求に係る子		2 職員以外の当該子の親	
氏名		氏名	
生年月日	年月日生	子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
職員との続柄		就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

1 請求に係る子	氏名	
	続柄	
	生年月日	年月日生

に、

「3 請求の内容」を「2 請求の内容」に、「4 請求の期間」を「3 請求の期間」に、

「5 勤務の形態」を「4 勤務の形態」に、「6 既に承認さ」を「5 既に承認

さ」に、「7 備考」を「6 備考」に改め、同様式末尾欄外(注)2の事項中「7 備考欄」を「6 備考欄」に改め、同(注)3の事項中「7 備考」を「6 備考」に改める。

別記第5号様式中

1 請求に係る子		2 職員以外の当該子の親	
氏名		氏名	
生年月日	年月日生	子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
職員との続柄		就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

1 請求に係る子	氏名	
	続柄	
	生年月日	年月日生

に、

「3 請求期間及」を「2 請求期間及」に、「4 備考」を「3 備考」に改め、同様式末尾欄外(注)2の事項を削り、同(注)3の事項を同(注)2の事項とする。

別記第6号様式中 休業に係る子を配偶者が養育できることとなった を 休業に係る子が死亡した

業に係る子が死亡した」に改める。

附 則

- この訓令は、平成22年6月30日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13-73

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-42）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号を次のように改める。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する場合

第3条の2第1項第3号中「以下」の次に「この号及び第5条の11において」を加える。

第5条の3を次のように改める。

（早出遅出勤務をすることができる職員）

第5条の3 条例第9条の3第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるために赴く職員とする。

第5条の6中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第5条の9第1項中「（条例第9条の4第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求しよう」を「の制限の請求（条例第9条の4第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による請求をいう。以下同じ。）をしよう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第5条の9第2項中「（条例第9条の4第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による請求をいう。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「（同条第3項）を「又は第3項（同条第4項）に改める。

第5条の10第1項第3号中「第9条の4第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2項第2号中「子が」の次に「、条例第9条の4第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては」を加える。

第5条の11中「同条第2項中「次の」とあるのは「前項」を「第5条の9第1項中「第9条の4第2項又は第3項」とあるのは「第9条の4第3項」と、「ならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第2項中「次の各号」とあるのは「前項各号」に改める。

第5条の12中「時間外勤務」の次に「（条例第9条の4第2項に規定する勤務をいう。）」を加える。

第11条第1項第15号中「子を含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に、「を行うことをいい、その子に健康診査等で人事委員会が定めるものを

受けさせる際これに付き添うことを含む」を「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう」に改め、「5日」の次に「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加え、同項中第22号を第23号とし、第16号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 短期介護休暇 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会が定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第11条第2項中「、第13号、第14号及び第15号」を「及び第13号から第16号まで」に改め、同条第3項中「第16号及び第17号」を「第17号及び第18号」に改め、同条第4項中「第15号」を「第16号」に改め、同条第6項中「第1項第15号」の次に「及び第16号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第15号の休暇については、この規則による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第15号の休暇として使用されたものとみなす。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13-74

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号を次のように改める。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する場合

第3条の2第1項第3号中「以下」の次に「この号及び第5条の11において」を加える。

第5条の見出しを「（宿日直勤務及び時間外勤務）」に改める。

第5条の3を次のように改める。

(早出遅出勤務をすることができる職員)

第5条の3 条例第9条の3第1項第2号の人事委員会規則で定める学校職員は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子(当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。)を出迎えるために赴く職員とする。

第5条の6中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第5条の9第1項中「(条例第9条の4第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する勤務をいう。以下同じ。)の制限を請求しよう」を「の制限の請求(条例第9条の4第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による請求をいう。以下同じ。)をしよう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第5条の9第2項中「(条例第9条の4第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求をいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「(同条第3項)を「又は第3項(同条第4項)に改める。

第5条の10第1項第3号中「第9条の4第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2項第2号中「子が」の次に「、条例第9条の4第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を加える。

第5条の11中「同条第2項中「次の」とあるのは「前項」を「第5条の9第1項中「第9条の4第2項又は第3項」とあるのは「第9条の4第3項」と、「ならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第2項中「次の各号」とあるのは「前項各号」に改める。

第5条の12中「時間外勤務」の次に「(条例第9条の4第2項に規定する勤務をいう。)」を加える。

第11条第1項第15号中「子を含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に、「を行うことをいい、その子に健康診査等で人事委員会が定めるものを受けさせる際これに付き添うことを含む」を「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう」に改め、「5日」の次に「(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)」を加え、同項中第22号を第23号とし、第16号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 短期介護休暇 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会が定める者で

負傷、疾病又は老齢により人事委員会が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

第11条第2項中「、第13号、第14号及び第15号」を「及び第13号から第16号まで」に改め、同条第3項中「第16号及び第17号」を「第17号及び第18号」に改め、同条第4項中「第15号」を「第16号」に改め、同条第6項中「第1項第15号」の次に「及び第16号」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第15号の休暇については、この規則による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第15号の休暇として使用されたものとみなす。

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則17-8

北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の育児休業等に関する規則(北海道人事委員会規則17-0)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項第1号ア中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。
